評価の手引き

令和2年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和2年9月17日

大阪市福祉局 高齢者施策部高齢福祉課

地域包括支援センター 評価の手引き

令和2年4月 大阪市福祉局

評価のしくみについて

1. 評価目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う地域包括支援センター(以下、「包括」という)及び総合相談窓口(以下、「ブランチ」という)の業務について、一定の基準に基づいて評価し、その結果を活かしてより良い運営・活動に向けた取組みを推進することを目的とする。

2. 評価期間

令和元年度(令和元年4月1日~令和2年3月31日)の1年間とする。

3. 評価のしくみの概要

大阪市地域包括支援センター運営協議会で設定された次の3つの視点で評価する。

- (1)「地域包括支援センター事業実施基準(資料1)【必須評価】
- (2)「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準(資料2)【必須評価】
- (3)「重点評価事業における応用評価基準(資料3)【必須評価】
- (4) 包括及びブランチが取組みを行っている場合のみ「課題対応取組み報告書(資料7・8)」を提出する。

ただし、「課題対応取組み報告書(資料7)」は、年度当初に提出している「地域課題に沿った課題対応取組み計画(参考資料)」と整合性をもたせること。

4. 評価の手順

(1) 区保健福祉センターが、区内の包括を訪問して実態確認をしたうえで、「地域包括支援センター事業実施基準(資料1)」と「重点評価事業における応用評価基準(資料3)」について評価を実施する。

【実態確認のねらい】

評価のしくみの中で、各区が包括・ブランチを訪問して実態確認をすることで、日頃の業務の中で包括・ブランチが抱えている課題や悩みを聞きだし、それを共有してください。

評価を各区で実施することで、事業の質の向上のために必要な改善につながるだけでなく、区と包括・ブランチとの連携が深まり、区内の高齢者支援のためのネットワークづくりの強化になることもねらいとしています。

- (2) 区保健福祉センターと包括が、総合相談窓口業務委託契約を締結しているブランチを訪問 して実態確認をしたうえで、「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準(資料2)」につい て評価を実施する。
- (3) 各区地域包括支援センター運営協議会において、区内の包括とブランチの事業実施基準 (資料1・2)及び応用評価基準(資料3)による評価結果と、提出のあった「課題対応 取組み報告書(資料7・8)」の該当する専門性等についての意見を聴取する。また、公 表する「課題対応取組み報告書(資料7・8)」の選定にあたっては下記を目安とする。

公表の対象となる「課題対応取組み報告」選定の目安

- ・課題認識を出発点とした一連の取組みと明らかな成果が記述されているものである
- ・単なる周知活動でない(担当圏域内の見えてきた課題でないため対象としない)
- ・イベントなどの単発的な取組みは対象としない
- ・他事業や他法人の取組みに参加する形態は対象としない
- ・地域の関係機関と連携していない取組みは対象としない
- ・区運営協議会で評価された事項が【地域性・継続性・浸透性・専門性・独自性】のうち3項目以上を満たしている
- (4) これらの結果と公表予定の「課題対応取組み報告書(資料7・8)」については大阪市地域包括支援センター運営協議会に報告する。
- (5) 大阪市地域包括支援センター運営協議会において、評価結果について審議・承認する。
- (6) 大阪市地域包括支援センター運営協議会で承認した包括とブランチの評価結果及び公表する「課題対応取組み報告書」等について、大阪市および各区のホームページ等で公表する。

地域包括支援センター評価の各区における手順

1. 実施期間

概ね令和2年5月上旬~6月の期間

- 各区において、区地域包括支援センター運営協議会の日程に合わせて調整すること。
- 所要時間は、3時間程度

2. 評価者

区保健福祉センター職員2名程度

● 実態確認は、必ず複数体制で行う。

<u>「1.実施期間」「2.評価者」について</u>

令和2年度で委託期間満了となる包括、**その他必要な場合は**福祉局と該当区保健福祉センター合同で実態確認を実施する。

なお、その場合の日程については福祉局が調整する。

3. 被評価者

包括管理者及びその他職員で、業務に支障のない範囲において複数で対応する。

4. 実態確認項目

「地域包括支援センター事業実施基準(資料1)」、「重点評価事業における応用評価基準(資料3)」のとおり。

5. 実態確認方法と結果

- (1) 「チェックシート」に沿って、関係書類や包括職員との面接による聞き取り等にて確認し、 結果を記入する。
- (2) 包括が提出している「前年度評価結果に伴う改善取組み計画書 (参考資料)」の進捗状況 を確認する。
- (3) 実態確認結果について、実態確認当日に包括へ口頭で説明する。
- (4) 実態確認等終了後に、区は「評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容」(資料 11) を作成し、地域包括支援センターと共有する。
- (5) (1)の結果と毎月の報告書等から「地域包括支援センター事業実施基準結果報告書(資料4)」を作成する。

評価結果欄に、適の場合は「」と記入し、不適の場合は「未」と記入する。

項目別結果欄に、項目内の全てが「」ならば「」、全てが「未」ならば「未」、それ以外の場合は「」と記入する。

総合結果は、結果の欄の全てが「 」ならば総合結果に「 」、それ以外の場合は「未」と記入する。

(6) (1)の結果から「重点評価事業における応用評価基準結果報告書(資料6)」を作成する。 結果(点数)の欄に、評価結果を記入する。例:「(2点)」 合計点数の欄に、点数の合計数を記入する。

6. その他

・受託法人に変更があった場合、旧法人が実施した評価期間における業務は、基本的には当該年度 中に可能な範囲において区による評価を実施する。

総合相談窓口(ブランチ)評価の地域包括支援センターにおける手順

1. 実施期間

概ね令和2年5月上旬~6月の期間

- 各区において、区地域包括支援センター運営協議会の日程に合わせて調整すること。
- 所要時間は、2~3時間程度。

2. 評価者

地域包括支援センター職員 2 名程度および区保健福祉センター職員 2 名程度

● 実態確認は、必ず複数体制で行う。

3. 被評価者

総合相談窓口(ブランチ)担当者とその管理者など、業務に支障がない範囲において複数で対応する。

4. 実態確認項目

「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準(資料2)」のとおり。

5. 実態確認方法と結果

- (1) 「チェックシート」に沿って、関係書類やブランチ職員との面接による聞き取り等にて確認し、結果を記入する。
- (2) 実態確認結果について、実態確認当日にブランチへ口頭で説明する。
- (3) 実態確認等終了後に、地域包括支援センターは「評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容」(資料 12)を作成し、ブランチと共有する。
- (4) 地域包括支援センターは、(1)の結果と毎月の報告書等から「総合相談窓口(ブランチ) 事業実施基準結果報告書(資料5)」を作成する。

評価結果欄に、適の場合は「」と記入し、不適の場合は「未」と記入する。

項目別結果欄に、項目内の全てが「」ならば「」、全てが「未」ならば「未」、それ以外の場合は「」と記入する。

総合結果は、結果の欄の全てが「」ならば総合結果に「」、それ以外の場合は「未」と記入する。

(5) 地域包括支援センターは、作成した「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書」 を、区地域包括支援センター運営協議会事務局である区保健福祉センターに、決められた 期日までに提出する。

6. その他

- ・ 事前に区保健福祉センターと地域包括支援センターで、ブランチ評価のための実態確認においての役割分担等について調整しておくこと。
- ・ 受託法人に変更があった場合、旧法人が実施した評価期間における業務は、基本的には当該 年度中に可能な範囲において区および包括による評価を実施する。

様 式

- 地域包括支援センター事業実施基準チェックシート
- 重点評価事業応用評価基準チェックシート
- 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準チェックシート

令和元年度事業 地域包括支援センター事業実施基準チェックシート

)地域包括支援センター

	項目及び実施基準	結果			
	項目:職員の適正配置				
1	3 職種を定数配置している				
	3職種の人員基準を満たしているか、職員名簿・変更届・履歴書・免許の写し・勤務状況がわかる書類で確認する 毎月月末の勤怠は、翌月1日の勤怠を適用することとしたうえで、月初から月末まで、勤務日が1 日もない月が2か月連続していないかを確認 不適の場合は、以下の情報を確認する 欠員期間(~)	適・不適			
	欠員職種()				
	項目:専門性の確保				
2	職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	流、不流			
	判断材料 職員の研修参加記録書類がある(研修参加記録・名簿) 研修記録を、以後参加させる研修や職員を決める際に参考にしている	適・不適			
3	研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている	`` `			
	判断材料 研修参加記録に基づき、各研修内容の報告、共有をした(復命書・研修報告会記録等)	適・不適			
	項目:緊急時の体制整備				
4	夜間・休日も含めて緊急時に対応ができるよう、連絡網を整備している				
	時間外用連絡網を作成し、職員に周知している(実物の確認) 判断材料 ・区保健福祉センターと連絡ができる連絡網になっているか ・連絡網の存在を地域包括支援センター職員全員が知っているか				
	項目:苦情解決体制の整備				
5	苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している				
	苦情対応マニュアルを全職員が理解している(マニュアルの確認・全職員が理解していることがわかる書類の確認) 判断材料 苦情対応の責任者・担当者・第三者委員について、来所した利用者にわかりやすく表示している (表示物の確認) 苦情内容や苦情への対応策を記録している(記録の確認)	適・不適			
	項目:個人情報の保護				
6	個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している				
	個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解している ・個人情報の適切な取り扱いや開示のルールが明記されているか 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)に沿い、適切に運用している ・個人情報漏洩案件がなかったか 個人情報を含む記録物を適切に保管しているか ・施錠できる保管場所であるか ・利用者情報が来訪者の目に触れないよう保管に配慮をしているか	適・不適			
	項目:介護予防プラン作成				
7	職員一人あたりのプラン作成 が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回のみケアマネジメントは含まず)」合わせて20件以下	適・不適			
	判断材料 ケアプラン作成件数 (当日確認不要)				
	項目:中立・公正性の確保				
8	介護予防支援業務における利用サービス事業者に偏りがない	適・不適			
	判断材料 国保連データで、占有率50%未満 (当日確認不要)	ᄤᆞᄭᄤ			

	項目及び実施基準					
	項目:高齢者支援のためのネットワークの構築	_				
9	地域ケア会議において、地域課題に関して検討している					
	判断材料 見えてきた課題のまとめ(包括案)の確認 区運営協議会の議事録等の確認 地域ケア会議の開催決裁、議事録等の確認	適・不適				
10	ブランチ連絡会を隔月に1回以上開催している					
	判断材料 ブランチ連絡会開催回数 開催決裁、議事録などの確認	適・不適				
	項目:包括的・継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)					
11	介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある					
	判断材料 個別相談件数 担当圏域内の事業者数	適・不適				
12	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している	\ 				
	判断材料 会議開催回数 開催決裁、議事録などの確認	適・不適				
13	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている *区単位での実施も可	` *				
	判断材料 ケアマネジメントに関する介護支援専門員のニーズや課題が確認できる書類(相談内容の集計表 や把握したニーズが明記されている会議の議事録、アンケート結果のまとめなど) ニーズに基づき取り組んだ内容がわかる関係書類(計画書類や議事録、実施報告書など)	適・不適				
	特記事項 注)地域ケア会議は含まない。					
	項目:総合相談					
14 15						
13	相談実件数 判断材料 相談延件数 総合相談記録	適・不適				
	特記事項・総合相談記録は、ひと月分を確認する(実態確認当日に何月分を提出するか伝える)					
	項目:介護予防ケアマネジメント・介護予防支援					
16	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以 外の多様な地域の社会資源を位置づけている					
	対象者への支援経過がわかる記録一式(利用者基本情報、介護予防ケアプラン、支援経過記録 等)(自包括分3件、一部委託分3件)により、確認	適・不適				
	特記事項 ・一部委託するケースにおいても、初回アセスメントに包括が関わり、自立支援につながる介護予防ケアしている(相談記録等の確認) ・総合事業サービスの利用のみならず、在宅福祉サービスや地域の社会資源、セルフケア、家族や友人等フォーマルな支援も視野に入れてプラン作成している ・自包括でプランを作成していない場合には、一部委託分を6件確認する					
17	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している	適・不適				
	判断材料 職員間事例検証、一部委託先介護支援専門員向け研修等で周知したことがわかる書類(会議記録、開催決裁、研修資料、報告書等)により取り組み内容の確認	·- · ~				
	特記事項 取組みがわかる書類の確認					
18	インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している	適・不適				
	判断材料 インフォーマルサービス一覧表等と、情報共有したことがわかる書類などの確認					

	項目及び実施基準	結果
	項目:認知症高齢者等支援	
19	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	
	判断材料 相談記録を残し、適切に対応している(初期集中支援チームにつないだケース3件の相談記録の 確認)	適・不適
	特記事項 ・認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、認知症初期集中支援事業の対象なら、速やかにチーム。 対応している	と連携し
	・若年性認知症ケースの相談を受けた場合、主たる支援者である認知症地域支援推進員と連携し対応してし	,1る
20		適・不適
	判断材料 会議への参画がわかる書類(報告書、議事録等)により取組みを確認 	旭。小旭
	特記事項	
21	地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している	\ \
	判断材料 認知症高齢者支援のための講演会・研修会についての開催決裁や実施報告書により確認	適・不適
	特記事項	
	項目:虐待防止・権利擁護	
22	担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	
	当該年度対応した全ケースの個別ケースファイルを確認 判断材料 各ファイルごとに、基本情報・対応記録・チェックシート・サービス利用調整会議録等が時系列 的に適切に管理されているか確認	適・不適
23	地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている	
	判断材料 高齢者虐待受理簿や進捗管理のため独自に作成した一覧表が存在し、組織として進捗管理をして いることが分かる決裁等により確認	適・不適
24	地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	適・不適
	判断材料 開催した内容を実施決裁及び報告書で確認	25 1725
25	権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	·
	判断材料 成年後見制度に関する相談はすべて検討票を活用し、受理簿に登載して適切に対応していること を確認	適・不適
	特記事項 ・受理簿の件数と検討票の枚数が一致すること	
	項目:センターの周知活動	_
26	地域の支援関係者 をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる	適・不適
	判断材料 決裁や記録等により、取組みの内容を確認	
	特記事項	
	項目:認知症対応力強化	
27		
	判断材料	適・不適
	特記事項 ・区の認知症施策を推進する会議において、区内の認知症対策について検討した記録及び開催計画や当日資料、議 確認する(区の認知症対策の例:認知症高齢者等の把握・発見率の低い地域へのアプローチ等) ・区内の地域ケア会議の認知症にかかる課題について情報収集している ・区内包括、ブランチ等の関係機関を対象に事例検討会等の研修を開催している	事録を

令和元年度事業 重点評価事業応用評価基準チェックシート

)地域包括支援センター

項目及び実施基準 評価結果

項目:地域づくりをめざした関係機関との連携

在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している

在宅医療・介護連携支援コーディネーターと課題共有したことがわかる書類や連携した取組み等がわかるケース記録や会議 判断材料 関係書類(計画書類や議事録、実施報告書など)

評価のめやす

- ・共有した課題に対する対応策について、在宅医療・介護連携支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できるこ
- と) ・・・地域の在宅医療・介護に関する現状及び課題について、在宅医療・介護連携支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等 を計画的に開催している

未・・・上記以外

- 注) 会議の例:地域ケア会議、区の在宅医療・介護連携推進会議等、課題共有や課題解決を目指したネットワーク構築会議
- 社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと連携した活動(課題共有のための会議等)を実 2 施している

生活支援コーディネーターと課題共有したことがわかる書類や連携した取組み等がわかる書類(計画書類や議事録、実施報 判断材料 告書など)

評価のめやす

- ・・・共有した課題に対する対応策について、生活支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること) ・・・地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について、生活支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に開催している。または、生活支援コーディネーターが開催する協議体会議に参加し、情報交換している 未・・・上記以外
- 注)会議の例:課題抽出のための地域ケア会議、生活支援コーディネーターが開催する協議体会議 地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について、まとめた記録があることが前提条件
- 圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のため 3 の会議等)を実施している

圏域の認知症高齢者の課題について、認知症強化型地域包括支援センターと連携した取組みがわかる書類(ケース記録、計 判断材料 画書類、開催決裁、議事録、実施報告書など)

評価のめやす

- ・・・圏域地域包括支援センターとして、課題に対する対応策について、認知症強化型地域包括支援センターとともに検討している
- ・・・圏域地域包括支援センターとして、区の認知症施策推進会議に参加し、認知症高齢者支援の取組みに関する現状及び課題について関 係者と共有している

未・・・上記以外

注)地域の認知症高齢者支援の取組みに関する現状及び課題について、地域ケア会議等において強化型包括と共有していることが前提条件

項目:自立支援型ケアマネジメントの推進

【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】

4 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じ ている

判断材料 自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した事例の一覧表や集計・分析内容がわかる書類

評価のめやす

- ・・個別ケースのモニタリング結果について、効果等を分析している
- ・・自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例について、その後の変化等を確認し、一覧表等にまとめている 未・・・上記以外

【課題のまとめ】 自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例の積み重ねから、地域づくりに向け課題をまとめている

判断材料 見えてきた課題がわかる書類、会議録、実施報告書、運営協議会資料等の確認

評価のめやす

5

- ・・・外部講師を依頼し、自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域課題についてまとめ、区運営協議会へ報告し
- ・・自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域課題について地域包括支援センター職員内でまとめ、区運営協議 会へ報告している

令和元年度事業 総合相談窓口(プランチ)事業実施基準チェックシート

)総合相談窓口

項目及び実施基準 結果 項目:職員の適正配置 適・不適 1 実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している ブランチ職員として採用したことが確認できる書類や職員名簿・変更届・履歴書・免許の写し・ 勤務状況がわかる書類で確認する(月初から月末まで、勤務日が1日もない月が2か月を超えていな 有資格者を専従で一人以上配置を原則としているが、欠員が生じた場合のみ以下のチェックを行 判断材料 い、2項目とも確認できれば適とする。 欠員期間(速やかに職員確保の取組みを行った 専従職員欠員期間であっても相談できる体制を取っていた (法人内の職員による対応等) 項目:専門性の確保 2 職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている 適・不適 職員の研修参加記録書類がある(研修参加記録・名簿) 判断材料 研修参加記録に基づき、各研修内容の報告、共有をした(復命書・研修報告会記録等) 3 市主催の職員研修に、参加している 適・不適 判断材料 大阪市主催の職員研修に、原則すべて参加している(復命書・研修報告会記録等) 項目:緊急時の体制整備 4 夜間・休日も含めて緊急時に対応ができるよう、連絡網を整備している 適・不適 時間外用連絡網を作成し、職員に周知している(実物の確認) ・地域包括支援センターと連絡ができる連絡網になっているか 判断材料 ・連絡網の存在をブランチの職員全員が知っているか 項目: 苦情解決体制の整備 苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している 5 適・不適 苦情対応マニュアルを全職員が理解している(マニュアルの確認・全職員が理解していることが わかる書類の確認) 判断材料 苦情対応の責任者・担当者・第三者委員について、来所した利用者にわかりやすく表示している (表示物の確認) 苦情内容や苦情への対応策を記録している(記録の確認) 項目:個人情報の保護 6 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している 適・不適 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解している ・個人情報の適切な取り扱いや開示のルールが明記されているか 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)に沿い、適切に運用している 判断材料 ・個人情報漏洩案件がなかったか 個人情報を含む記録物を適切に保管しているか ・施錠できる保管場所であるか ・利用者情報が来訪者の目に触れないよう保管に配慮をしているか 項目:ネットワークの構築 地域ケア個別会議を開催している 適・不適 判断材料 地域ケア個別会議の回数 開催決裁、議事録などの確認 特記事項 ・地域ケア個別会議が評価の対象となる ・活動報告の「主催・共催」以外(「参加」)は評価対象外 ブランチ連連絡会に、参加している 適・不適 ブランチ連絡会の回数 判断材料 開催決裁、議事録、報告書などの確認 ブランチ連絡会に毎回参加している 特記事項

	項目及び実施基準	結果
9	地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	適・不適
	開催決裁、議事録などの確認 判断材料 地域ケア個別会議開催の必要性やねらい、参加者メンバーなどを事前に検討し、住民組織関係者 を戦略的に巻き込んでいる	
	特記事項	
10	地域包括支援センターと協働して、地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめている	適・不適
	判断材料 地域ケア個別会議からみえてきた課題のまとめの会議録等の確認 地域ケア個別会議からみえてきた課題のまとめのために地域包括支援センターが実施している会議などに参加している	
	特記事項	
	総合相談	
11	総合相談実件数が、120人以上	適・不適
	判断材料 相談実件数	
	特記事項 ・総合相談記録は、ひと月分を確認し、実績報告数と件数が合うこと (実態確認当日に何月分を提出するか伝える)	
12	総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上	適・不適
	判断材料 胡談実件数 訪問実件数	
	特記事項	
13	総合相談延件数が、600人以上	適・不適
	判断材料 相談延件数	
	特記事項	
14	総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上	適・不適
	判断材料 相談延件数 訪問延件数	
	特記事項	
15	生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができている	適・不適
	判断材料 相談記録を残し、適切に対応している(相談記録の確認)	
	特記事項 ・相談に対し、高齢者の状態像を把握のうえ、高齢者が自分らしい生活を地域で継続できるための方法を自ら考えるよう情報提供している ・「介護保険」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅福祉サービス」等各サービスや制度の内容を職員が現者へ情報提供できているか	
16	他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	適・不適
	判断材料 相談記録を残し、適切に対応している(相談記録の確認)	
	特記事項	
	項目:認知症高齢者等支援	
17	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	適・不適
	判断材料 相談記録を残し、適切に対応している (初期集中支援チームにつないだケース3件の相談記録の確認)	
	特記事項 ・認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、認知症初期集中支援事業の対象なら、速やかにチームと連携し対応 ・若年性認知症ケースの相談を受けた場合、主たる支援者である認知症地域支援推進員と連携し対応している	うしている
18	区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	適・不適
	判断材料 会議への参画がわかる書類(報告書、議事録等)により取組みを確認	
	特記事項 ————————————————————————————————————	

	項目及び実施基準	結果				
	項目:虐待防止・権利擁護					
19	高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある	適・不適				
	支援・連携を行った相談記録を残し、適切に対応している 「高齢者虐待受理簿」「高齢者虐待対応ケースの記録等」(事実確認チェックシート サービ ス利用調整会議の記録 地域包括支援センター及び区役所担当者と連携対応した記録)(ブランチ が通報受理した場合は、受理簿と を確認。プランチで通報を受理していない場合は のいず れかを確認)					
	特記事項 ・対応した1事例を確認 ・1事例は通報受理し、「虐待なし」と判断した事例でも可能					
20	0 権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している					
	成年後見制度に関する相談はすべて検討票を活用し、受理簿に登載して適切に対応していること を確認					
	特記事項 ・受理簿の件数と検討票の枚数が一致すること					
	項目:プランチの周知活動					
21	地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる	適・不適				
	判断材料 決裁や記録等により、取組みの内容を確認					
	特記事項					

資料

● 資料1

「地域包括支援センター事業実施基準」

● 資料 2

「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準」

● 資料3

重点評価事業における「応用評価基準」

● 資料4

「地域包括支援センター事業実施基準結果報告書」

● 資料 5

「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準結果報告書」

● 資料 6

重点評価事業における「応用評価基準結果報告書」

● 資料7

課題対応取組み報告書(地域包括支援センター用)

● 資料8

課題対応取組み報告書(総合相談窓口用)

● 資料9

総合相談窓口(ブランチ)改善にむけた PDCA サイクル実施要領ブランチ PDCA チェックシート 総合相談窓口(ブランチ)改善取組み計画書

● 資料 10

自己評価票及び自己評価チェックシート 自己評価の記載について

● 資料11

評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容(地域包括支援センター用)

● 資料 12

評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容(総合相談窓口用)

● 参考資料

地域課題に沿った課題対応取組み計画 前年度評価結果に伴う改善取組み計画書 課題対応取組み報告書の評価の視点に関する考え方について 課題対応取組み報告の例示について

			「地域包括支援センター事業実施基準」 マ和元年度事業					
		項目	実施基準					
	1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している					
	2	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている					
運	3		・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている					
営	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している					
体	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している					
制	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している					
	7	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのブラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて 20件以下					
	8	中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りがない(占有率50%未満)					
	9	高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している					
	10	向献有又抜いためいネットソークの構築	・プランチ連絡会を隔月に1回以上開催している					
	11	包括的・継続的ケアマネシ・メント	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある					
	12	(ケアマネ支援)	・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している 					
	13		・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている *区単位での実施も可					
	14	総合相談	・総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上 いずれも を満たす					
	15	монтира	・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上					
業	16		・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている					
努	17	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している					
別り取り	18		・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している					
組	19		・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている					
み	20	認知症高齢者等支援	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している					
	21		・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している					
	22		・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている					
	23	虐待防止•権利擁護	・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている					
	24	- I TITU I TO THE THE TO THE T	・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している					
	25		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している					
	26	センターの周知活動	・地域の支援関係者 をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる					
	27	認知症対応力強化	・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている					

「総合相談窓口(プランチ)事業実施基準」

令和元年度事業

		項目	実施基準
	1	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している
運	2	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
営	3		・市主催の職員研修に、参加している
体	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
制	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している
	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している
	7		・地域ケア個別会議を開催している
	8	高齢者支援のためのネットワークの構築	・ブランチ連絡会に、参加している
	9	同歌日又抜いたののイグドソーグの情報	・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている
	10		・・ ・地域包括支援センターと協働して、地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめている
	11		・総合相談実件数が、120人以上
業	12		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上
務	13	- 総合相談	・総合相談延件数が、600人以上
別	14		・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上
組	15		・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができている -
み	16		・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している
	17	劉如宗宣齡字第士權	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている
	18	認知症高齢者等支援	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している
	19	春 体院 1- , 佐利 佐	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある
	20	虐待防止·権利擁護	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している
	21	プランチの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる

重点評価事業(地域づくりをめざした関係機関との連携・自立支援型ケアマネジメントの推進)における「応用評価基準」

	No.	応用評価基準
	1	在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
地域づくりをめざした 関係機関との連携	2	社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと連携した活動(課題共有のための会議等)を実施している
	3	圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している
自立支援型ケアマネ	4	【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている
ジメントの推進	5	【課題のまとめ】 自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例の積み重ねから、地域づくりに向け 課題をまとめている

令和元度事業 地域包括支援センター事業実施基準結果報告書 (

)地域包括支援センター

	D	中 怀 甘 淮		結果	
	項目		基準結果	項目結果	
1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している			
2	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている			
3 ي		・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている			
4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している			
<u>t</u> 5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している			
6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している			
il 7	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて 20件以下			
8	中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りがない(占有率50%未満)			
9	高齢者支援のためのネットワー	・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している			
10	クの構築	・プランチ連絡会を隔月に1回以上開催している			
11		・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある			
12	 包括的・継続的ケアマネジメント	・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している			
	(ケアマネ支援)	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設			
13		けている * 区単位での実施も可			
14	to A lette	・総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上 1 いずれも			
≰ 15	総合相談	│			
务 16		・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づ			
,,	介護予防ケアマネジメント・介護	けている ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知し			
17	予防支援	「日立文板、主反心的正守に負するファイネングン」に関い、「Diminininionではに整本力」で、ピンテー戦長及び安心ルの占宅力度文板事業所に向加している			
χ 18		・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している			
19		・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている			
20	認知症高齢者等支援	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している			
⁺ 21		・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している			
22		・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されて いる			
23		いも ・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている			
	虐待防止•権利擁護				
24		·地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会·研修会等を計画的、戦略的に開催している 			
25		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している			
26	センターの周知活動	・地域の支援関係者 をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる			
27	認知症対応力強化	・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている			
総合結果					

資料

令和元年度事業 総合相談窓口(プランチ)事業実施基準結果報告書

)総合相談窓口

項目		百 日	実施基準		果
				基準結果	項目結果
運	1	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している		
	2	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている		
営	3		・市主催の職員研修に、参加している		
体	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している		
	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している		
制	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している		
	7		・地域ケア個別会議を開催している		
	8	ネットワークの構築	・プランチ連絡会に、参加している		
	9	イットソークの情楽	・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている		
	10		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめている		
業	11		·総合相談実件数が、120人以上		
務	12		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上		
別	13	総合相談	・総合相談延件数が、600人以上		
	14	総合性談	・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上		
取	15		・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができている		
組	16		・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している		
み	17	切如序宣数老竿士操	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている		
	18	認知症高齢者等支援	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している		
	19	権利擁護·虐待防止	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある		
	20	作用 1寸 1/7 1/11 1/11 1/11 1/11 1/11 1/11 1/	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している		
	21	ブランチの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる		

資料5

令和年度事業 重点評価事業(地域づくりをめざした関係機関との連携・自立支援型ケアマネジメントの推進)における応用評価基準結果報告書

() 地域包括支援センター

	NO.	応用評価基準	評価のめ ⁻	評価のめやす・点数				
	110.	ががはは一種金子	(2点)	(1点)	結果(点数)			
		在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連	共有した課題に対する対応策について、在宅医療・介護連携支援 コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること)					
		1 携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している		地域の在宅医療・介護に関する現状及び課題について、在宅医療・介護連携支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に開催している				
地域づ(り をめざし			共有した課題に対する対応策について、生活支援コーディネーター に協力している(具体例をあげて説明できること)					
た関係機関との連携				地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について、生活 支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に 開催している。または、生活支援コーディネーターが開催する協議 体会議に参加し、情報交換している				
		圏域地域包括支援センターとして、認知症強化	圏域地域包括支援センターとして、課題に対する対応策について、 認知症強化型地域包括支援センターとともに検討している					
	3	3 型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している		圏域地域包括支援センターとして、区の認知症施策推進会議に参加し、認知症高齢者支援の取組みに関する現状及び課題について関係者と共有している				
		【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】	個別ケースのモニタリング結果について、効果等を分析している					
自立支援 型ケアマ	4	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている		自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例について、その後の変化等を確認し、一覧表等にまとめている				
エン・ ネジメント の推進	Ì	+	5	5	AND DE CONTRACTOR OF THE CONTR	外部講師を依頼し、自立支援型ケアマネジメントのための検討会議 から見えてきた地域課題についてまとめ、区運営協議会へ報告して いる		
					7	って検討した個別事例の積み重ねから、地域づく りに向け 課題をまとめている		自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域 課題について地域包括支援センター職員内でまとめ、区運営協議 会へ報告している
				合計点数				

資料7

令和 年度地域包括支援センター課題対応取組み報告書

名称 地域包括支援センター

活動テーマ					
地域ケア会議から 見えてきた課題					
対象					
地域特性					
活動目標					
活動内容 (具体的取組み)					
成果 (根拠となる資料等が あれば添付すること)					
今後の課題					
	以下は、区包括運営	常協議会事務局に	て記入。		
区地域包括支援センター 運営協議会開催日		令和3	年3月25日(木)		
専門性等の該当	□地域性	□継続性	□ 浸透性 (拡張性)	専門性	□ 独自性
今後の取組み継続に 向けてのコメント (区地域包括支援センター 運営協議会からの意見)					

令和 年度総合相談窓口(ブランチ)課題対応取組み報告書

名称 地域総合相談窓口(プランチ)

活動テーマ					
地域ケア会議から 見えてきた課題					
対象					
地域特性					
活動目標					
活動内容 (具体的取組み)					
成果 (根拠となる資料等が あれば添付すること)					
今後の課題					
	以下は、区包括運営	営協議会事務局に	て記入。		
区地域包括支援センター 運営協議会開催日					
専門性等の該当	□ 地域性	□継続性	□ 浸透性 (拡張性)	専門性	□ 独自性
今後の取組み継続に 向けてのコメント (区地域包括支援センター 運営協議会からの意見)					

総合相談窓口(プランチ)改善にむけたPDCAサイクル実施要領

1.目的

一定の基準を満たさない総合相談窓口(ブランチ)に対して改善にむけた P D C A サイクルを徹底することで、ブランチのより良い運営・活動を目指す。

2. 対象

次の項目のいずれかに当てはまる総合相談窓口(ブランチ)を対象とする。

- (1)評価結果において、「事業実施基準」の総合 10 項目のうち、0~5 項目しか満たしていない。 (6項目以上「」であれば、この項目では対象外となる)
- (2)評価結果において、数的評価項目である「地域ケア会議」「総合相談実件数」「総合相談延件数」 の3項目の全てを満たしていない。 (3項目のうち1つでも「」であれば、この項目では 対象外となる)
- (3)評価結果において、質的評価項目である「地域ケア会議:地域関係者の参加呼びかけ」「地域 ケア会議:課題のまとめ」「総合相談:事例フォロー」「認知症高齢者支援:2項目全て」の5 項目のうち、0~2項目しか満たしていない。

(3項目以上「」であれば、この項目では対象外となる)

3. 実施方法

(1)対象の決定

各区地域包括支援センター運営協議会(以下、区運営協議会)は、評価結果において、改善にむけたPDCAサイクルの対象となる総合相談窓口(ブランチ)があった場合、対象として決定し、大阪市地域包括支援センター運営協議会(以下、市運営協議会)に報告する。

(対象として決定した年度を改善年度とする。)

(2)改善取組み計画

区運営協議会は地域包括支援センターを通じて、対象となったブランチ受託法人に対し、「改善取組み計画書(様式1)」の提出依頼をおこなう。

ブランチ受託法人は依頼から 14 日以内に地域包括支援センターを経由し、「改善取組み計画書」 の提出を行う。

(3)改善報告

「改善取組み計画書」提出以降も改善年度に開催される区運営協議会において、ブランチの改善履行状況を確認し、確認内容をブランチ受託法人に伝える。そのため、ブランチ受託法人は区運営協議会開催にあたり、その都度、中間報告を「改善報告書(自由様式)」を地域包括支援センターを経由して提出する。

第3回運営協議会を開催しない場合は、改善年度の 11 月頃に区・包括でブランチの改善履行 状況を確認する。

(4)最終確認

改善年度の次年度に開催する区運営協議会(第2回)において、改善年度に実施された事業に 対する評価を決定する。

ブランチ受託法人は、「改善報告書」を地域包括支援センターを経由して提出し、改善年度に行った改善履行状況についての最終的な結果報告を行う。

区運営協議会は「改善年度に実施された事業に対する評価」および「改善報告書」をもとに、 次年度の委託について検討をおこない、市運営協議会に報告する。

市運営協議会は、区運営協議会からの報告を受け、改善にむけたPDCAサイクルの対象となった総合相談窓口(ブランチ)にかかる改善履行状況を確認。

<	ブラン	/ 千 DI	$C\Delta$	+ + v	リクミ	· — I	١.	>
`	, , ,	<i>,</i> , , ,	$\mathcal{L}_{\mathcal{L}}$, , ,	, , ,			_

『改善にむけたPDCAサイクル』の対象となる基準

次の項目のいずれかに当てはまるブランチを対象とする。

ブランチ名称		

5以下 ゼロ

2以下

- (1)評価結果において、「事業実施基準」の総合10項目のうち、0~5項目しか満たしていない。(6項目以上「」であれば、この項目では対象外となる)
- (2)評価結果において、数的評価項目である「地域ケア会議」「総合相談実件数」「総合相談延件数」の3項目の全てを満たしていない。 (3項目のうち1つでも「」であれば、この項目では対象外となる)
- (3)評価結果において、質的評価項目である「地域ケア会議:地域関係者の参加呼びかけ」「地域ケア会議:課題のまとめ」「総合相談:事例フォロー」「認知症高齢者支援:2項目全て」の5項目のうち、0~2項目しか満たしていない。(3項目以上「」であれば、この項目では対象外となる)

			評価	i結果		PD	CA対象判	定
	項目	実施基準	基準 結果	項目 結果		(1)	(2)	(3)
運	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している						
	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている						
営	4. 川下の唯体	・市主催の職員研修に、参加している						
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している						
体	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録して いる						
制	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切 に運用している						
		・地域ケア会議を開催している	•••				>	
	ネットワークの構築	・ブランチ連絡会に、参加している						
	1717 7001138	・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	•••					>
		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	•					>
		・総合相談実件数が、120人以上	•••				⇒	
業		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上						
務	総合相談	・総合相談延件数が、600人以上	•				≫	
別	MO II THIA	・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上						
取		・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談 に応じ、適切な対応ができている						
組		・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	•					>
み	認知症高齢者支援	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	•-					>
		・認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	•					>
	権利擁護•虐待防止	・通報を受けた場合、通報受理簿を作成し、地域包括支援センターや区 役所担当者と連携し、対応記録がある					/	
		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している						
	ブランチの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる						
		総 合 結 果			の数			
	(4) (6)		~ ~ ~ ~ ·		判定			
	(1)(2)(3)の判定のうち、一つでも「対象」となれば、PDG	UA 对家 と	はなる。 /	> 対象外	6以上	1以上	3以上

総合相談窓口(フラン	ンチ)改善取組み計画書	()フランチ
改善項目			
改善項目の課題 (未達成の背景·原因)			
達成目標	【11月まで】 【3月まで】 【次年度】		
取組みの概要			
具体的取組み達成目標 計画(11 月まで)			
具体的取組み達成目標 計画(3月まで)			
具体的取組み達成目標 計画(次年度)			

令和元年度事業 地域包括支援センター事業実施基準【自己評価票】 ______地域包括支援センター 概ね評価基準に合致している場合を3とし、それ以上できている場合は最大を5として、評価基準に至っていない場合は最小を1とする

		項目	実施基準	自己評価欄(1~5)						
	1	職員の適正配置	・3職種を定数配置している							
運	2	専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている							
	3		・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている							
営	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している							
/-	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している							
体	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している							
制	7	介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて 20件以下							
	8	中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りがない(占有率50%未満)							
		高齢者支援のためのネット	・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している							
	10	ワークの構築	・ブランチ連絡会を隔月に1回以上開催している							
	11		・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある							
	12									
	13	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている * 区単位での実施も可								
業	14 15	総合相談	・総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上 ・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上 ・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上							
務	16		・介護予防ケアマネシメント・介護予防支援のケアフランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源							
別	17	介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	东付置づけている ・目立支援・重度化防止等に貧するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本万針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所 に周知している							
	18		・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している							
取	19		・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている							
組	20	認知症高齢者等支援	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している							
み	21		・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している							
	22		・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保 管されている							
	23	虐待防止·権利擁護	・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている							
	24	, E 3 3 E E 3 7 E 8	・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している							
	25		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している							
	26	センターの周知活動	・地域の支援関係者 をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいる							
	27	認知症対応力強化	・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている							

「地域包括支援センター事業実施基準」 自己評価チェックシート

()地域包括支援センター

No. 項目 実施基準 自己評価の目安 3職種を定数配置	. <u>// </u>
□ している 5 ・・または、配置職員のうち包括業務従事経験年数3年以上の職員が75パーセン 4 ・・3に加え、事務職員を加配している、あるいは一部期間3職種を加配している・・または、配置職員のうち包括業務従事経験年数3年以上の職員が50パーセン 3 実施要領に示す人員基準を満たしている 2 3職種の人員基準に満たない時期が、2か月以上3か月未満あった 1 3職種の人員基準に満たない時期が、3か月以上あった 2 専門性の 職員別研修履歴 5 4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履	以上は、理由を記載する
***	- 以上
2 3職種の人員基準に満たない時期が、2か月以上3か月未満あった 1 3職種の人員基準に満たない時期が、3か月以上あった 2 専門性の 職員別研修履歴 ち 4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履	
1 3職種の人員基準に満たない時期が、3か月以上あった 2 専門性の 職員別研修履歴 5 4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履	
2 専門性の 職員別研修履歴 5 4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履	
	は、理由を記載する
研修計画に役立 てている 3に加え、市主催の必須研修以外の自主的に受講した専門的研修について研 を記録し、計画的に受講している	多履歴
3 市主催の必須研修について研修履歴を記録し、計画的に受講している	
2 研修履歴の記録が不十分	
1 研修履歴の作成をしていない	
3 研修内容を、センター職員内で報 4に加え、大阪市主催の必須研修以外に、自主的に受講した研修についても、ター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている。	は、理由を記載する
告・共有する機会を必ず設けている 4 3に加え、大阪市主催の必須研修以外に、自主的に受講した研修についても、ター職員内で報告・共有する機会をおおむね設けている。	セン
3 受講した市主催の必須研修内容について、センター職員内で報告・共有する機必ず設けている	会を
1 ・センター職員内で必須研修の報告・共有をしていない・または、必須研修を受講していない	
4 緊急時の 夜間休日も含め な制整備 で緊急時に対応 5 4に加え、時間外を含めた緊急時に、3職種以外の法人職員が後方支援できるが とっている。	本制を「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
できるよう、連絡 網を整備している 4 3に加え、時間外を含めた緊急時に、複数で対応できる体制をとっている	
3 夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を作成し、職員に周知してい	13
・連絡網は作成しているが、職員全員には周知していない ・または、連絡網に区保健福祉センターの連絡先がない	
1 連絡網を作成していない	
5 苦情解決 苦情対応体制を 体制の整 整備し、苦情内容	「3」以外をつけた場合 集約 は、理由を記載する
している 4 3に加え、 苦情解決に取り組むための基本姿勢を法人として定めている	
・苦情対応マニュアルを全職員が理解している ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、来所した利用者にわかる。 示している ・苦情内容や対応策を記録している	:う表
・苦情対応マニュアルが全職員に周知されていない ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員を表示をしていない ・苦情対応関係書類がない	
・苦情対応マニュアルがない 1 ・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、表示の更新がなされていた。または委員を選任していない	III,

No.	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項
6	個人情報 の保護	個人情報保護マ ニュアル(個人情	5	4について、全職員実践できているかどうか、定期的にチェックしている	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		報保護方針)を全 職員が理解し、適 切に運用している	4	3に加え、個人情報の適切な取り扱い(個人情報の保管方法、外部へ持ち出す際の手順、システムの管理方法等)をルール化し、全職員が実践している	
			3	・来訪者の目に触れず施錠できる保管場所に、個人情報を含む記録物を保管している ・かつ「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)」を全職員に周知している	
		自己評価欄(1~5)	2	・個人情報を含む記録物を、しかるべき保管場所へ収納していない ・または、保管場所は設けているが、施錠が徹底されていない ・または、「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)」を、職員が理解していない	
			1	個人情報漏洩につながった案件がある	
7	介護予防 プラン作 成	職員一人あたりの プラン作成が 「介護予防支援」	5	すべての月で職員一人あたりのプラン作成が7件以下であり、かつ一部委託先へのケアプラン指導も適切に実施できている	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		「第1号介護予防 支援事業」合わせ て20件以下(初)	4	職員一人あたりのプラン作成が8~19件である	-
		回のみケアマネジ メントは含まず)	3	すべての月で職員一人あたりのプラン作成が 20件以下である	
		自己評価欄(1~5)	2	職員一人あたりのプラン作成が 21件を超えた月があった	
			1	年間を通じ職員一人あたりのプラン作成が21件をこえている	
		介護予防支援業 務における利用	5	3、4の内容に加え、居宅介護支援事業者連絡会等において、中立·公正性確保の必要性について、説明している	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		サービス事業所に偏りがない(占	4	3の内容に加え、一部委託先の居宅介護支援事業者へ、中立·公正性確保の必要性について、説明している	
		有率50%未満)	3	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率は50%未満である。	
		自己評価欄(1~5)	2	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率が、50%以上80%未満である	
			1	介護予防支援業務における、利用サービス事業者の占有率が、80%以上である	
9		地域ケア会議に おいて、地域課題 に関して検討して いる	5	・地域ケア個別会議から見えてきた課題をもとに、ネットワーク構築のための取組みを実施し、圏域内で活動報告会を実施した ・または、区役所や他圏域地域包括支援センター等と協働し、区単位で活動報告会を 実施した	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
	築		4	専門機関団体や住民組織関係者で、担当圏域での地域ケア個別会議からみえてきた 課題をまとめ 、区運営協議会へ報告している	
			3	地域ケア個別会議から見えてきた課題について包括案を作成し、区運営協議会へ報 告している	
		自己評価欄(1~5)	2	地域ケア個別会議から見えてきた課題について、包括案を作成していない	
			1	地域ケア個別会議を開催していない	
10		ブランチ連絡会を 隔月に1回以上	5	4に加え、ブランチと協働した活動を実践し、その評価(分析)も行っている	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		開催している	4	3に加え、ブランチ連絡会において、その活動目標・計画をたて、記録に残している	
		担当ブランチがない場合は自己評価不要	3	プランチ連絡会を隔月に1回以上開催し、その議事録等を残している	
		自己評価欄(1~5)	2	ブランチ連絡会を隔月に1回以上開催する予定であったが、やむを得ない理由(警報発令など)で中止になり、別日に開催することもできなかった	
			1	プランチ連絡会を隔月に1回以上開催する予定であったが、事務局あるいは参加者の 都合で中止になり、別日に開催することもできなかった	

	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項
	続的ケアマ ネシ・メント(ケ	介護支援専門員 個別相談延件数 が圏域内事業者 数の2倍以上ある	3	4について、居宅事業者連絡会で還元するなど、介護支援専門員のスキルアップにつなげている。 3について、介護支援専門員のスキルアップにつなげるために、相談内容を分析して	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
	ガマ不又 援)	数の2倍以上のも	2	いる 介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍以上あり、相談内容を記	
			2	録し、適切に保管している 介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍以上あるが、相談内容の	
		自己評価欄(1~5)		記録に不備がある 介護支援専門員個別相談延件数が、圏域内事業者数の2倍に満たない	
12		居宅介護支援事 業者連絡会を隔		4に加え、居宅介護支援事業者連絡会と協働した取組みにつながっている(具体例をあげて説明できる)	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		月に1回以上開催 支援している		3に加え、スキルアップのための研修会を開催支援している	
			3	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援し、議事録等を保管している	
		自己評価欄(1~5)		居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援したが、議事録等書類の不 備がある	
			1	居宅介護支援事業者連絡会を隔月に2回以上開催支援しなかった	
13		担当圏域の介護 支援専門員の ニーズに基づい て、多様な関係機	5	4の内容を踏まえ、課題解決のための取り組みを実施している	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		関・関係者(例:医療機関や地域に おける様々な社 会資源など)との		3の内容を踏まえ、課題をまとめている	
		意見交換の場を 設けている *区単位での実 施も可	3	2に基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けている	
		自己評価欄(1~5)		介護支援専門員から受けた相談内容を整理・分類し、ケアマネジメントに関する介護 支援専門員のニーズや課題をまとめている	
				介護支援専門員から受けた相談内容(個別ケースに関する相談のみ)を、蓄積している(個別ケースに関する相談以外は、蓄積していない)	
14	総合相談	総合相談実件数が、年度当初の 圏域高齢者人口の3.0%以上		総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の10.0%以上で、相談内容を記録 し、適切に保管している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		03.0%以上		総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の9.0%以上で、相談内容を記録 し、適切に保管している	
			3	「総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	「総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上」あるが、相談内容の記録に不備がある	
		日心町岬側(1-3)	1	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%に満たない	
15		総合相談延件数 が、年度当初の	5		「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		圏域高齢者人口 の8.0%以上	4	3のうち、訪問の割合が25%以上である	
			3	「総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上」で、相談内容を記録 し、適切に保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	「総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上」あるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%に満たない	

No.	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項
16		介護予防ケアマ ネジメント・介護予			「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
	ケアマネ ジメント・ 介護予防 支援	ボンスノト・ティップでは 防支援のケアプランにおいて、保険 給付や介護予防・ 生活支援サービ	5	3,4の結果自立につながったケースをあげることができる	は、注口で心報がる
		王石文振り一と ス事業以外の多 様な地域の社会 資源を位置づけ ている	4	3に加え、一部委託するケースにおいても、初回アセスメントに包括が関わり、委託先介護支援専門員と方針の共有ができている	
			3	相談者に対し、総合事業の趣旨を丁寧に説明し、理解を得た上で多様な地域の 社会資源をケアプランに位置づけ、介護予防ケアマネジメントを実施している	
		自己評価欄(1~5)	2	相談者に対し、充分に総合事業の趣旨説明ができていない	
			1	包括職員が、総合事業の趣旨について十分理解できていない	
17		自立支援・重度化 防止等に資する ケアマネジメント に関し、市町村か	5	3、4に加え、圏域内全ての居宅の介護支援専門員にも呼びかけて実施している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		ら示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事	4	3に加え、事例検証や職員研修に取組んでいる	
		当時に周知している	3	包括職員及び委託先の居宅介護支援事業所に自立支援・重度化防止に資するケア マネジメントについて周知している	
		自己評価欄(1~5)	2	包括職員間で、第1号介護予防支援事業に関する事例共有が十分にできていない	
	_		1	包括職員間で、第1号介護予防支援事業に関する事例共有ができていない	
18		インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居	5	3、4に加え、インフォーマルサービスを提供する関係者と顔の見える関係が構築できている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		宅介護支援事業 所と情報共有して いる	4	3に加え介護支援専門員も含めた関係者との情報交換により、インフォーマルサービス一覧表の内容を更新している	
			3	インフォーマルサービスの一覧等を作成し、居宅介護支援事業者等と情報共有してい る	
		自己評価欄(1~5)	2	インフォーマルサービスについて、居宅介護支援事業者等と情報共有できていない	
	+m +n - 		1	インフォーマルサービス一覧表を作成していない	
19	認知症局 齢者等支援	認知症初期集中 支援チームと訪問 支援対象者に関 する情報共有を	5	4に加え、認知症ケースの地域ケア会議や課題抽出会議において、認知症強化型地域包括支援センターを活用・連携している(後方支援等機能活用、課題抽出の共有等)	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		図っている	4	3に加え、必要な関係機関と連携し、必要に応じて地域ケア会議を開催するなど、支援体制を整えるよう対応している。	
			3	認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、認知症初期集中支援推進事業(初期 集中支援チーム・地域支援推進員)の対象なら、速やかにチームと連携し対応してい る	
		自己評価欄(1~5)	2	認知症初期集中支援チームへ情報提供・紹介したケースが1件もなかった	
			1	2に加え、認知症初期集中支援チームから引き継がれたケースが1件もなかった	

No.	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項
20	7.5	区認知症施策を	_	3,4に加え、認知症施策を推進する区単位の取組みについて、役割を持ち参画して	「3」以外をつけた場合
	認知症高	推進する会議に参画し、取組みに	5	l18	は、理由を記載する
	齢者等支 揺	協力している	4	3に加え、認知症強化型地域包括支援センターとともに自身の圏域の認知症にかかる 課題について検証・分析している	
			3	2に加え、認知症強化型地域包括支援センターに自身の圏域の認知症にかかる地域分析等の情報を提供し、認知症施策を推進する区単位の取組みに協力している	
		自己評価欄(1~5)		区認知症施策を推進する会議(組織代表者級会議、実務者レベルの会議(初期集中支援推進事業関係者会議や、自身の圏域の課題対策にかかる会議等)に参加している	
			1	区認知症施策を推進する会議の組織代表者級会議及び実務者レベルで開催する初期集中関係者会議に出席しなかったことがある	
21		地域の支援関係 者をはじめ、広く 市民に対し、認知	5	4により、地域関係者あるいは支援関係者を経路とする総合相談が増えるなどの成果につながった	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		症高齢者等支援 のための講演会・ 研修会等を開催	4	3について、圏域内でも、地域の実情に応じた講演会・研修会を開催し、実施決裁や 議事録等の資料を残している	
		している	3	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会 等を開催し、実施決裁や議事録等の資料を残している	
		自己評価欄(1~5)	2	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会·研修会等を開催したが、実施決裁や議事録等の資料に不備がある	
			1	地域住民あるいは支援関係者に対し、認知症高齢者等支援のための講演会·研修会 等を開催しなかった	
22	虐待防止· 権利擁護	担当圏域内で通報 受理され、地域包 括支援センターが	5	4に加え、全ケース48時間以内に情報収集に着手している	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		対応したケースに ついて、記録、書類 等が適切に作成さ	4	3の内容が、全ケースできており、虐待対応に適切に活用している	
		れケースごとに時系列的に保管されている。	3	・担当圏域内で通報受理され(区役所で通報受理されたケースも含む)、包括が関わったケースは、 基本情報 対応記録 事実確認チェックシート サービス利用調整会議録がケースごとに管理、整理されている・かつブランチ圏域の事例なら、ブランチと連携した記録を残している	
		自己評価欄(1~5)	2	3の内容が、80%未満	
			1	3の内容が60%未満	
23		地域包括支援センターが組織として、進捗管理を行	5	4の内容に加え、自主的に振り返りの会議等をして、包括、ブランチ職員のスキルアップにつながる取り組みをしている。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		いながら、適切に 事例に対応し、虐	4	3の内容を月2回以上行い、進捗管理のため独自に作成された一覧表がある。	
		神内に対応し、雇 待対応を終結に つなげている	3	担当圏域内の包括が対応した高齢者虐待ケースについて、包括が組織として、少なくとも月1回以上、進捗管理をする機会を持ち、進捗管理をしていることが記録として残っている。	
		自己評価欄(1~5)	2	3の内容を、月1回実施していない。または、記録として残っていない。	
			1	組織として進捗管理していない。	
24		地域住民や介護 保険事業者等に 対する高齢者虐	5	4の内容に加え、地域関係者等が地域で高齢者虐待防止のためのサロン等の開催など高齢者虐待防止ネットワーク構築の強化につながった。	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		待防止の講演会・ 研修会等を計画 的、戦略的に開	4	3の内容に加え、参加者のアンケート分析・評価があり、次回の講演会・研修会に反映できる分析ができている。	
		催している		対象者の選定、内容決定にあたり、目的をもって行い、それらが実施決裁等で確認できる。年度ごとに違う対象者に計画的、戦略的に講演会・研修会を開催している。(連続して同じ対象者に対して開催している時には、その理由を実施決裁等で明らかにしている)実施決裁及び報告書を適切に保管している。	
		自己評価欄(1~5)	2	講演会・研修会を開催しているが、計画的・戦略的に行っていない。	
		and the last () and ()	1	実施決裁または報告書がない。	
25		権利擁護等に関する相談に対し、	5	4の内容に加え、地域の中で本人及び後見人等をチームで支援する体制が整った	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		適切に対応して いる	4	3の内容に加え、総合相談の中から成年後見制度の支援につなげている	
			3	成年後見制度に関する相談を全て受理簿に登載し、検討票を活用し適切に対応している。	
		自己評価欄(1~5)	2	3の相談ケースについて受理簿の登載や検討票の活用をしていないケースがある	
			1	成年後見制度に関する相談がない	

No.	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項
26	センター の周知活 動	地域の支援関係 者をはじめ、広く 市民に対し、セン	5	4の内容に加え、関係機関や住民からの意見(媒体や周知方法に関する)を反映させ、よりよい周知活動に取り組んでいる	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
	到	ター活動の理解と	4	3の内容に加え、認知症アプリ等ICTを活用した情報発信に取組んでいる。	
	利用促進に取組んでいる		3	リーフレットの作成、ホームページ開設等し、地域包括支援センターについて関係者 や住民へPRしている	
	自己評価		2	リーフレットの作成、ホームページを開設等しているが、古い情報のまま更新されていない	
			1	・リーフレットを作成していない ・または、ホームページを開設していない	
	認知症対 応力強化	化 知症対応力を強	5	3,4に加え、実施した対策の結果を取りまとめ、区の認知症施策推進する会議に報告し、今後の対策の実施につながるよう取り組んでいる。	「3」以外をつけた場合 は、理由を記載する
		化するための取 組みを行っている	4	3に加え、区内包括等と連携し、課題に対する対策が円滑に実施されるよう支援している。	
		認知症強化型地 域包括支援センター のみ	3	区の認知症施策を推進する会議において集約情報や課題を報告し、区内の認知症対策について検討している	
		自己評価欄(1~5)	2	区内の認知症にかかる課題について情報収集・検証分析を行い、対策を検討している。	
			1	区の認知症施策を推進する会議が実施できていない	

令和元年度事業 重点評価事業(地域づくりをめざした関係機関との連携・自立支援型ケアマネジメントの推進)における応用評価基準【自己評価票】

) 地域包括支援センター

「」に合致している場合を3、「」に合致している場合は最大を5として、評価基準に至っていない場合(「未」)は最小を1とする

	NO.	応用評価基準	評価の	りめやす	自己評価欄(1~5)
地域がくり できて を関と を関と 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関 大関		在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連 携した活動(個別ケース支援、課題共有のため の会議等)を実施している	来有した課題に対する対応策について、任宅医療・介護連携 支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること)	地域の在宅医療・介護に関する現状及び課題について、在宅 医療・介護連携支援コーディネーターと共有するため、地域ケ ア会議等を計画的に開催している	
		社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと連携した活動 (課題共有のための会議等)を実施している	共有した課題に対する対応策について、生活支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること)	地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について、生活支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に開催している。または、生活支援コーディネーターが開催する協議体会議に参加し、情報交換している	
	3	圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと連携した活動(個別ケース支援、課題共有のための会議等)を実施している	圏域地域包括支援センターとして、課題に対する対心束について、認知症強化型地域包括支援センターとともに検討している。	圏域地域包括支援センターとして、区の認知症施策推進会議に参加し、認知症高齢者支援の取組みに関する現状及び課題について関係者と共有している	
自立支援 型ケアマ ネジメント の推進		【自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営】 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別 事例の検討を行い、対応策を講じている	個別ケースのモニタリング結果について、効果等を分析している	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別 事例について、その後の変化等を確認し、一覧表等にまとめて いる	
	5	【課題のまとめ】 自立支援型ケアマネジメントのための検討会 議で検討した個別事例の積み重ねから、地域 づくりに向け 課題をまとめている	外部講師を依頼し、自立支援型ケアマネジメントのための検討 会議から見えてきた地域課題についてまとめ、区運営協議会へ 報告している	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた 地域課題について地域包括支援センター職員内でまとめ、区 運営協議会へ報告している	

「重点評価事業(地域づくりをめざした関係機関との連携・自立支援型ケアマネジメントの推進)における応用評価基準」自己評価チェックシート

_(____)地域包括支援センター

項目	No.	応用評価基準		自己評価の目安	特記事項
->CH		在宅医療·介護連		3,4を積み重ねることで、医療・介護の連携強化や在宅医療を支えるしくみづくり	「3」以外をつけた場合は、
		携支援コーディネーターと連携した活動 (個別ケース支援、 課題共有のための	5	3,4を積み重ねることで、医療・介護の連携強化や仕毛医療を支えるしくみり、りにつながった(具体例をあげて説明できること)または、こうした支えるしくみ等の継続に向け協力している	理由を記載する
		会議等)を実施して いる	4	3に加え、共有した課題に対する対応策について、在宅医療·介護連携支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること)	
	1	自己評価欄(1~5)	3	地域の在宅医療・介護に関する現状及び課題について、在宅医療・介護連携支援コーディネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に開催している	
			2	在宅医療·介護連携支援コーディネーターと個別ケース等について情報交換をしている	
			1	在宅医療·介護連携支援コーディネーターと個別ケース等について情報交換をしていない	
		社会資源に係る地域の課題やニーズについて、生活支援コーディネーターと		3、4を積み重ねることで、新たな社会資源や活動の場づくりにつながった(具体例をあげて説明できること) または、こうした社会資源等の継続に向け協力している	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
地域づく		連携した活動(課題 共有のための会議 等)を実施している	4	3に加え、共有した課題に対する対応策について、生活支援コーディネーターに協力している(具体例をあげて説明できること)	
で り を 関 と 関 と の 連 携	2		3	地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について、生活支援コーディ ネーターと共有するため、地域ケア会議等を計画的に開催している。または、生活 支援コーディネーターが開催する協議体会議に参加し、情報交換している	
~233		自己評価欄(1~5)	2	生活支援コーディネーターと、地域の社会資源や活動の場に関する現状や課題について情報交換している	
			1	生活支援コーディネーターと情報交換していない	
		圏域地域包括支援 センターとして、認 知症強化型地域包 括支援センターと連	5	4に加え、圏域地域包括支援センターとして、潜在的な認知症高齢者の早期発見や早期対応につなげる取組みを、地域等関係機関と協働してすすめている(具体例をあげて説明できること)	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		携した活動(個別 ケース支援、課題共 有のための会議等) を実施している	4	3に加え、圏域地域包括支援センターとして、課題に対する対応策について、認知症強化型地域包括支援センターとともに検討している	
	3		3	2に加え、圏域地域包括支援センターとして、区の認知症施策推進会議に参加 し、認知症高齢者支援の取組みに関する現状及び課題について関係者と共有し ている	
		自己評価欄(1~5)	2	圏域地域包括支援センターとして、地域の認知症高齢者支援の取組みに関する 現状及び課題について、地域ケア会議等において認知症強化型地域包括支援 センターと共有している	
			1	圏域地域包括支援センターとして、認知症強化型地域包括支援センターと課題 の共有を行っていない	

項目	No.	応用評価基準		 自己評価の目安	特記事項
		【自立支援型ケアマネジメント会議の運営】 地域ケア会議に連貫しいて、多立支に連貫をでいて、自立をできる観点がらいる観点がらいるが、 できまれる観点が、 できまれる できまれる している できまれる している できまい しょう しゅう できまい しゅう できまれる しゅう	5	4の検討内容を、自立支援型ケアマネジメント検討会議の運営に反映させ、効果的な会議運営をすすめている(工夫した点を、具体的に説明できること)	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
			4	3に加え、個別ケースのモニタリング結果について、効果等を分析している	
	4		3	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例について、その後の変化等を確認し、一覧表等にまとめている	
自立支 援型ケア マネジメ		自己評価欄(1~5)	2	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議で検討した個別事例について、その後の変化等を確認している(通常のケースモニタリングおよび評価のみで、まとめていない)	
ントの推進			1	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議を実施していない	
		【課題のまとめ】 自立支援型ケアマ ネジメントのための 検討会議で検討し	5	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域課題について、専門機関団体や住民組織関係者とともにまとめ、区運営協議会へ報告している	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		た個別事例の積み 重ねから、地域づく りに向け課題をまと めている	4	外部講師を依頼し、自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてき た地域課題についてまとめ、区運営協議会へ報告している	
	5		3	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域課題について 地域包括支援センター職員内でまとめ、区運営協議会へ報告している	
		自己評価欄(1~5)	2	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議から見えてきた地域課題のまとめ ができていない	
			1	自立支援型ケアマネジメントのための検討会議を実施していない	

令和元年度事業総合相談窓口事業実施基準【自己評価票】

総合相談窓口(ブラ	ランチ [、]
2000日1日以心日(ノ)	,,,,

概ね評価基準に合致している場合を3とし、それ以上できている場合は最大を5として、評価基準に至っていない場合は最小を1とする

		項目	実施基準	自己評価欄 (1~5)
運	1	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	
	2	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	
営	3		・市主催の職員研修に、参加している	
体	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	
	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	
制	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している	
	7		・地域ケア個別会議を開催している	
	8	高齢者支援のためのネットワーク	・プランチ連絡会に、参加している	
	9	の構築	・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	
	10		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめている	
業	11		・総合相談実件数が、120人以上	
務	12		・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上	
別	13	総合相談	・総合相談延件数が、600人以上	
	14	짜이다 11 대文	・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上	
取	15		・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができている	
組	16		・他のサーピスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	
み	17	認知症高齢者等支援	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	
	18	即647年间取日守义按	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	
	19	虐待防止·権利擁護	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある	
	20	尼时则止,惟州班 谚	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	
	21	ブランチの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる	

「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準」自己評価チェックシート

	項目	実施基準		自己評価の目安	特記事項	
1	職員の適	実施要領に	5	4に加え、常勤職員または非常勤職員を加配している	「3」以外をつけた場合は、	
	正配置	示す有資格者を専従で		3に加え、専従担当者が不在時の対応方法が定まっている	理由を記載する	
		一人以上配 置している	3	実施要領に示す人員基準を満たしている		
		自己評価欄(1~5)	2	実施要領に示す人員基準に満たない時期が、2か月以上3か月未満あった		
		日巳計[四][第(1:3)	1	実施要領に示す人員基準に満たない時期が、3か月以上あった		
	専門性の 確保	職員の研修 履歴を記録	5	4に加え、苦情対応、情報管理、接遇等の対人サービス研修についても研修履歴 を記録し、計画的に受講している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する	
	唯体	し、今後の研	4	3に加え、市主催の必須研修以外の自主的に受講した専門的研修について研修	у <u>т</u> ш спо т х у о	
		修計画に役立てている	3	履歴を記録し、計画的に受講している 市主催の必須研修について研修履歴を記録し、計画的に受講している		
				研修履歴の記録が不十分		
		自己評価欄(1~5)		研修履歴の作成をしていない		
3		市主催の職		4に加え、専門性を高める研修を自主的に受講し、自己研鑽に努めている	「3」以外をつけた場合は、	
		員研修に、参 加している			理由を記載する	
				3に加え、自法人が開催する研修を受講している		
			3	市主催の必須研修にすべて参加し、職場内で報告している	10	
		自己評価欄(1~5)	2	・職場内で報告していない必須研修が一部ある ・または、必須研修を一部受講していない		
			1	・職場内で報告を全〈していない ・または、必須研修を受講していない		
	緊急時の 体制整備			5	4に加え、時間外を含めた緊急時に、複数対応できるなど、法人職員が後方支援 できる体制をとっている	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		時に対応で きるよう、連	4	3について地域包括支援センターへ周知し、時間外を含めた緊急時に対応できる 体制をとっている		
		絡網を整備 している	3	夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を最新の内容に更新し作成 し、関係職員に周知している		
			2	連絡網を作成しているが、更新できていない、あるいは関係職員への周知が不十		
		自己評価欄(1~5)		分 		
5	苦情解決	苦情対応体	_	連絡網を作成していない	「3」以外をつけた場合は、	
	体制の整 備	制を整備し、 苦情内容や	5	苦情解決や再発防止のための取組み(職員研修や、ヒヤリハット事例集約等)を実施している		
		苦情への対応策につい				
		て記録している	4	3に加え、苦情解決に取り組むための基本姿勢を法人として定めている		
				・苦情対応苦情対応マニュアルを全職員が理解している		
			3	・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、来所した利用者にわかるよう		
				表示している ・苦情内容や対応策を記録している		
			•	・苦情対応マニュアルが全職員に周知されていない		
		_自己評価欄(1~5)	2	・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員を表示をしていない、・ ・苦情対応関係書類がない		
			4	・苦情対応マニュアルがない		
			1	・苦情受付の責任者・担当者・第三者委員について、表示の更新がなされていない、 い、または委員を選任していない		

	項目			自己評価の目安	特記事項
		個人情報保 護マニュアル (個人情報保 護方針)を全	5	4について実践できているか、定期的にチェックしている	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		職員が理解 し、適切に運 用している	4	3に加え、個人情報の適切な取り扱い(個人情報の保管方法、外部へ持ち出す際の手順、システムの管理方法等)をルール化し、実践している	
			3	・来訪者の目に触れず施錠できる保管場所に、個人情報を含む記録物を保管している ・かつ「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)」を全職員に周知している	
		自己評価欄(1~5)	2	・個人情報を含む記録物を、しかるべき保管場所へ収納していない ・または、保管場所は設けているが、施錠が徹底されていない ・または、「個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)」を、職員が理解していない	
	宣	地域ケア個	1	個人情報漏洩につながった案件がある	「3」以外をつけた場合は、
	援のため	別会議を開	5	4に加え、ブランチが主体的に運営した地域ケア個別会議がある	理由を記載する
	のネット ワークの構	催している	4	3に加え、担当圏域の全ての地域ケア個別会議に役割をもって出席した	
	築		3	地域包括支援センターの支援のもと、役割を持って出席した地域ケア個別会議がある	
		自己評価欄(1~5)	2	担当圏域の地域ケア個別会議に出席しているが、役割をもたなかった	
			1	担当圏域の地域ケア個別会議に出席していない	
8		ブランチ連絡 会に、参加し ている	5 4	4に加え、地域包括支援センターと協働した活動を実践し、その評価(分析)も行っている 3に加え、ブランチ連絡会において、その活動目標・計画をたて、記録に残している	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
			3	プランチ連絡会に毎回参加しており、議事録を保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	ブランチ連絡会に毎回参加しているが、議事録の保管が不十分	
			1	ブランチ連絡会に参加できていない	
9		地域ケア個別 会議を開催す	5	4について、すべての地域ケア個別会議において実施できた	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		るにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地	4	3の結果、住民組織関係者を戦略的に巻き込むことができた	
		域関係者の参加を呼びかけている	3	地域ケア個別会議開催の必要性やねらい、参加者メンバーなどを、事前に地域 包括支援センターと検討している	
		自己評価欄(1~5)	2	3について、不充分な点がある(参加者メンバーに開催目的を充分説明できていない、参加者メンバーの事前検討が不充分など)	
			1	3について検討がなされていない	

	項目			自己評価の目安	特記事項
	高齢者支 援のため	地域包括支 援センターと	5	4に加え、3の会議について企画の段階から関わり、地域包括支援施センターと協働して会議運営している	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
	のネット	協働して、地域ケア個別		3に加え、ブランチ担当圏域内で開催した地域ケア個別会議からみえてきた課題	
	築	会議から見えてきた課題	4	をまとめた案がある(ただし、個別の地域ケア会議を年6回以上開催していることが 前提)	
		をまとめている	3	地域ケア個別会議からみえてきた課題のまとめのために地域包括支援センターが 実施している会議に参加し、議事録を残している	
		自己評価欄(1~5)	2	3について参加したが、議事録を残していない	
			1	・3について、参加していない ・または、地域包括支援センターが課題まとめのための会議を開催していない	
11	総合相談	総合相談実 件数が、120	5	「総合相談実件数が200人以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		人以上	4	「総合相談実件数が150人以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
			3	「総合相談実件数が120人以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	総合相談実件数が、120人以上あるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談実件数が120人に満たない	
12		総合相談実 件数のうち訪 問実件数が、	5	「総合相談実件数のうち訪問実件数が85%以上」で、相談内容を記録し、適切に 保管している (相談実件数120人以上あることが前提)	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		40%以上	4	「総合相談実件数のうち訪問実件数が70%以上」で、相談内容を記録し、適切に 保管している (相談実件数120人以上あることが前提)	
			3	「総合相談実件数のうち訪問実件数が40%以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上であるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%に満たない	
13		総合相談延 件数が、600	5	4に加え、支援を拒否する人へも対応方法を検討し、働きかけた事例がある	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		人以上	4	3に加え、自法人や地域包括支援センター以外の関係機関と連携して支援した ケースがある	
			3	「総合相談延件数が600人以上」で、相談内容を記録し、適切に保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	「総合相談延件数が600人以上」だが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談延件数が600人に満たない	
14		総合相談延 件数のうち訪	5	「総合相談延件数のうち訪問延件数が60%以上」で相談内容を記録し、適切に保管している」(相談延件数600人以上あることが前提)	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		問延件数が、 20%以上	4	「総合相談延件数のうち訪問延件数が50%以上」で、相談内容を記録し、適切に 保管している (相談延件数600人以上あることが前提)	
			3	「総合相談延件数のうち訪問延件数が20%以上」で、相談内容を記録し、保管している	
		自己評価欄(1~5)	2	総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上であるが、相談内容の記録に不備がある	
			1	総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%に満たない	
15		生活上のさま ざまな課題を	5	3,4に加え、介護予防の考え方や実践方法について、地域住民に対し啓発している	「3」以外をつけた場合は、理由を記載する
		抱える高齢者 に対し、介護 予防の視点で	4	3に加え、一般介護予防サービスや地域の社会資源も視野に入れた対応を行っている	
		相談に応じ、適切な対応ができている	3	相談に対し、必要な制度(介護保険サービス、総合事業サービス、その他の福祉サービス等)を適切に案内している	
		自己評価欄(1~5)	2	相談内容の把握が不十分で、適切なサービスや窓口案内ができず、苦情につながったケースがある	
			1	プランチ職員が、総合事業の趣旨について十分理解できていない	
16		他のサービスや 社会資源に	5	4に加え、新たな支援機関を加えるなど支援体制の充実を図った	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		つないだ事例のその後	4	3について、その後の状況をタイムリーに確認できるよう、計画を立てて実施している	
		の状況を確認している	3	他のサービスや社会資源につないだ事例について、必要に応じその後の状況を確認し、相談記録に残している	
		自己評価欄(1~5)	2	他のサービスや社会資源につないだ事例について、必要に応じその後の状況を確認しているが、相談内容の記録に不備がある	
		— Ситимира (т. J.)	1	他のサービスや社会資源につないだ事例について、その後の状況を確認していない	
			ь	I • •	l .

	項目		自己評価の目安	特記事項
17	認知症高 齢者等支 援	チームと訪問 支援対象者 に関する情		「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		報共有を 図っている	4 3について、認知症初期集中支援チームと連携し、支援体制を整えた	
			3 認知症(疑い含む)ケースの相談を受けた場合、認知症初期集中支援チームと連携し適切に対応し、記録に残している	
		自己評価欄(1~5)	2 認知症(疑い含む)ケースの相談を受け、認知症初期集中支援チームと連携し対応しているが、相談支援記録に不備がある	
			1 認知症(疑い含む)ケースの相談を受け、認知症初期集中支援チームと連携し対応したケースがない	
18		区認知症施 策を推進す る会議に参		「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		画し、取組み に協力してい	4 3に加え、認知症強化型地域包括支援センターとともに自身の圏域の認知症にかかる課題検証・分析のための情報提供等に協力している	
		వ	区認知症施策を推進する会議(組織代表者級会議、実務者レベルの会議(初期 3 集中支援推進事業関係者会議や、自身の圏域の課題対策にかかる会議等)に参加している	
		自己評価欄(1~5)	2 区認知症施策を推進する会議に出席しなかったことがある	
			1 区認知症施策を推進する会議に出席していない	
19		高齢者虐待 対応につい て、地域包括		「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		支援センター 及び区役所 担当者と連	4 プランチで対応したケースが3ケース以上あり、 ~ の書類も全て揃って適切に 管理している(区・包括で通報受理されたケースを含む)	
		携した対応 記録がある	受理簿 事実確認チェックシート サービス利用調整会議の記録 相談記録 プランチが受理した場合は 必須他に いずれかの記録がある。プランチで 受理していない場合は のいずれかの記録がある	
		自己評価欄(1~5)	2 虐待対応しているが、 ~ の記録類がいずれもない	
			1 通報受理、虐待対応したケースがない	
20		権利擁護等 に関する相		「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		談に対し、適 切に対応し	4 3の内容に加え、総合相談の中から成年後見制度の支援につなげている	
		ている	3 成年後見制度に関する相談を全て受理簿に登載し、検討票を活用し適切に対応している	
		自己評価欄(1~5)	2 3の相談ケースについて受理簿の登載や検討票の活用をしていないケースがある	
			1 成年後見制度に関する相談ケースがない	
21	ブランチの 周知活動	地域の支援関係者にをはじめ、広く市民	- 14(八名子(ま))、 注) 条件注) ソリキトハトハ日 見し(手) ハリカはし 月 大川半り カータル 呼る エ	「3」以外をつけた場合は、 理由を記載する
		に対し、ブラン チ活動の理解	4 3を活用し、プランチについて積極的に関係者や住民へPRしている	
		と利用促進に 取組んでいる	3 リーフレット等周知用媒体を作成している	
		自己評価欄(1~5)	2 リーフレット等はあるが、古い情報のまま更新されていない	
			1 リーフレット等周知用媒体を作成していない	

自己評価の記載について

記載方法

各地域包括支援センター・総合相談窓口が、業務のふり返りを目的に評価年度終了後速やかに、各評価項目について自己評価チェックシートを活用し自己評価を行う。

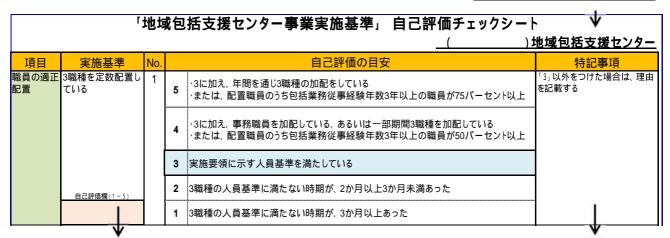
自己評価については、区・市地域包括支援センター運営協議会への提出は不要とするが、区・市が評価のための実態確認をおこなう際など必要に応じて確認を行う。

自己評価は5段階評価とする。概ね基準に合致している場合(「」相当)は3とし、それ以上できている場合は最大を5とし、基準に至っていない場合は最小を1とする。応用評価については、「」に合致している場合は3とし、「」に合致している場合は最大を5とし、基準に至っていない場合「未」は、最小を1とする。

	評価結果	自己評価
事業実施基準		3~5
争未关心基件	未	1 ~ 2
		4 ~ 5
応用評価基準		3
	未	1~2

3以外を選択した場合には、特記事項欄に理由を記載する。なぜその段階と判断したのか根拠や理由を明確にし、各職種間で共通の認識を持つことをねらいとする。1~2を選んだ場合は、原因の分析や今後の対応策を検討し、必要に応じ事業計画へ反映する必要がある。4~5を選んだ場合にも、対外的に説明できるよう、記載が必要。

地域包括支援センター名を記載



<u>自己評価の目安を参考に、</u> 1~5のいずれかを選択 <u>「3」以外をつけた理由については、具体的に記</u>述する

評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容(地域包括支援センター用)

		日時:	年	月	E
			地域包排	舌支援セン	ノター
亚体学	かしもへん				
评価者:区保健福福	エセンター				
	今後留意して	なしいこと等			
評価項目		内容			

評価のしくみにおける実態確認時の意見交換内容 (ブランチ用)

			日時:	年	月	日
					総合相談	(窓口
評価者:	地域包括支援	センター				
	区保健福祉セ	ンター				
		今後留意して欲	しいこと等			
評価	項目		内容			
		1				

参考資料

地域包括支援センター事業計画書

〇〇地域包括支援センター

地域課題に沿った課題対応取組み計画		
事業テーマ		
地域ケア会議から 見えてきた課題		
課題解決に向けた長期目標		
今までの取組みの経過と 活動の評価、現状の課題		
現状の課題解決に向けた 今年度目標		
今年度の具体的な 活動計画内容		

前年度評価結果に伴う改善取組み計画書

|--|

改善すべき内容	
達成目標	
取組みの概要	
具体的取組み計画 (上半期)	
具体的取組み計画 (下半期)	

※前年度評価「地域包括支援センター事業実施基準」で「未」となった項目について、第2回区地域包括支援センター運営協議会開催後に速やかに作成し、区保健福祉センターに提出すること。

※前年度評価「地域包括支援センター事業実施基準」がすべて「〇」であった場合は、作成不要。

課題対応取組み報告書の評価の視点に関する考え方について

【地域性】を評価する視点

- ・ 地域診断(分析)に基づいた計画的で地域に有効な取組みと成果がみえる
- ・ 地域のニーズ・要望を発端とし、地域の力を活かして取組んでいる
- ・ 地域住民・地域の関係機関と連携して取組んでいる

【継続性】を評価する視点

- ・ 将来を見通して、課題解決への取組みを計画的に進め、段階に応じた成果がみえる
- ・ PDCAサイクルを回した継続的な取組みにより、一定の成果がみえてきている

【浸透性・拡張性】を評価する視点

・ 課題解決に向けて取組んでいる活動が、その有効性や必要性の理解が広がり、他地域あるい は他職種の支援関係者へと拡大している、さらに活動の進化がみられる

【専門性】を評価する視点

- ・ 活動展開のなかで、チームアプローチによる取組みが功を奏した成果がみられる
- ・ 活動展開のなかで、スーパービジョンやファシリテーション技術を駆使して取組んでいる

【独自性】を評価する視点

- ・ 他では見られない先駆的な取組みと認められる
- ・ 課題解決に向けて、独自の工夫した手法を用いて取組んでいる

スーパービジョンとは・・・

対人援助職者(医療福祉教育現場の特に相談援助職)が専門家としての資質の 向上を目指すための教育方法のひとつで、「スキルに関する自己盲点に気づかせ る」ことがその主な内容

ファシリテーションとは・・・

会議等の場で、公平な立場に立って、メンバーが積極的に参加できるよう発言を促したり、話の流れを整理することにより、参加者自身が問題解決に向けて取組める条件を整えること

課題対応取組み報告の例示について

課題対応取組み報告について、どのような内容を報告してよいのか、イメージがつきにくいと言った意見を踏まえ、大阪市として、地域包括支援センターに取組みを強化してほしいと考えている項目について、具体的な取組み例を示します。

取組み例

- <認知症高齢者支援>
- * 認知症支援関係者の連携強化のためのしくみづくりをしている
- * 認知症サポーターの組織的取組みを支援している
- * ケアマネジャーの認知症支援スキルアップに向けて取組んでいる
- * 認知症高齢者の見守り支援のしくみを地域支援関係者と共につくっている
- * 地域ケア会議の集約等により、認知症支援に関する課題を明確にして取組みに活かしている 等

< 権利擁護·虐待防止 >

- * 関係機関と連携し、地域住民に対し、高齢者虐待防止に関する啓発広報活動を効果的に実施している
- * 高齢者虐待の未然防止、早期発見について、ケアマネジャーや事業者へ研修等を戦略的・効果的に 実施している
- * 小学校区のようなより身近な地域を単位とした保健医療福祉サービスネットワークや早期発見・見守り ネットワークを構築している
- * 外部から専門職を招き、対応した事例の振り返りを行い、後発事例の対応に活かしている
- * 高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などを防止する取り組みを、地域の関係者とネット ワークを構築し予防している
- * 地域の中で権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、支援する地域連携ネットワークを構築している

等

- <地域包括支援センター・ブランチ認知度の向上>
- * 地域関係機関・組織への周知の取組み(顔が見える関係作り促進等)
- * 地域高齢者への地域包括支援センター活動の理解促進に向けて特に工夫した取組み
- * 周知媒体の工夫と積極的活用

等

<介護予防ケアマネジメント>

- * 関係機関と連携し、介護予防に関する普及啓発活動を効果的に実施している
- * 基本チェックリストの結果、うつ・認知症・閉じこもり傾向のある高齢者に対してアプローチを行い、介護 予防事業だけでな〈インフォーマルサービス等も活用し、社会参加を促すような支援をしている
- * 地域住民が介護予防に取組めるよう地域特性を踏まえた幅広いケアマネジメントを実施している